コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　SANTO CO.,LTD.

最終更新日：2015年10月6日

株式会社三東工業社
代表取締役社長　奥田　克実
問合せ先：総務部　077ー553ー1111
証券コード：1788
http://www.santo.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、健全で透明性が高く、経営環境の変化に迅速かつ的確に対処できる経営体制の確立を重要な経営課題の一つとして考えております。月次定例取締役会と必要に応じて開催する臨時の取締役会において社外取締役の意見を重視するとともに監査役は取締役の職務執行に対して厳正な監査を行っており、コンプライアンスにつきましては経営陣自ら率先して実行するとともに全社員にも認識実践することを義務付けております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
有限会社　東物産	880,900	12.84
三東工業社　従業員持株会	327,500	4.77
株式会社　滋賀銀行	280,000	4.08
中川　　徹	250,670	3.65
中田　新一	233,000	3.39
東　　しづゑ	181,880	2.65
大西　藤司	165,000	2.40
太洋基礎工業　株式会社	160,000	2.33
中川　端子	152,560	2.22
加藤　エミ	152,000	2.21

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	6 月
業種	建設業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山本　泰造	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本　泰造	○	滋賀銀行出身者である。また独立役員に指定しております。	当社のメイン銀行である滋賀銀行において行員として在籍していた為、銀行員としての豊富な経験が、当社の経営体制の一層の充実に有用であると判断し、また業務執行とは完全に独立して監督機能を果たすと考えています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況は、定期的な監査報告の他、会計上の問題についても随時確認を行っております。また監査役と内部監査部門の連携状況は、監査役指導の下、内部監査者が監査を行っており随時報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
三輪　益三	他の会社の出身者													
津田　穂積	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三輪　益三	○	滋賀銀行出身者である。また独立役員に指定しております。	過去に当社のメイン銀行である滋賀銀行に在籍しておりましたが、平成8年に退職されておりますので、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。また滋賀銀行において役員として在籍していた為、業務執行とは完全に独立して監督機能を果たすと考えています。
津田　穂積	○	公認会計士である。また独立役員に指定しております。	過去に当社の会計監査人であった旧中央青山監査法人に在籍しておりましたが、平成16年6月末に退職・独立されておりますので、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。また公認会計士、税理士としての専門的見地から助言及び監視を行えると考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現時点では、実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

必要に応じて情報伝達や説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

毎月１回の定例取締役会と必要に応じ臨時の取締役会を開催し、十分な議論を尽くし経営上の意思決定を行っております。また、当社は監査役会制度を採用しており、監査役３名は取締役会の他、重要な会議に出席して取締役の職務執行について厳正な監視を行っております。会計監査は、ひかり監査法人に依頼しており、定期的な監査の他、会計上の問題については随時確認を行い適正な会計処理に努めております。また、税務関係におきましては、外部の税理士と契約するとともに、法的な諸問題については、顧問弁護士と契約しており必要に応じて当社の諸問題について対応しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。

当社は、社外取締役１名、社外監査役２名を選任致しております。社外取締役には、銀行の役員経験者を選任することで、その知識・経験を通じて中立かつ客観的な観点から当社の業務の適正性を確保する役割を担っていただけるものと考えております。社外監査役には、他の会社の監査役経験者と公認会計士・税理士としての専門家を選任することで、取締役から独立した立場で当社取締役の職務の執行に対して適正に監査する役割を担っていただけるものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	平成25年9月の株主総会より、従来の委任状方法から議決権行使書方法に変更しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	http://www.santo.co.jo/ir.htmlにおいて、有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、その他の適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関する担当者は、総務部に設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	去る平成27年4月4日、当社創業60周年記念事業の一つ、そしてCSR活動の一環として滋賀県栗東市の金勝山に山桜の苗木を植樹しました。今後は定期的に下草刈等の整備を行います。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

※内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

(1)取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
　役員および使用人等に法令・定款の遵守を徹底させるため、代表取締役自らが種々の機会を通じて企業理念を使用人等に伝えることにより、法令および定款を遵守した行動が可能な経営体制の確立に努め、不祥事の未然防止を行います。
　またコンプライアンス体制構築の環境整備として、適宜使用人等への教育も実施しております。さらに重要な法務問題およびコンプライアンスの取組みに関する事項については、社外の顧問弁護士と適宜協議し指導を受けております。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
　文書管理規程を制定し、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報の保存方法、保存期間を定めております。また、文書その他 の情報は、規程に従って適切に保存、管理、および廃棄を実施するとともに、当該文書については取締役および監査役はこれらを閲覧できるものとしております。さらに、情報の管理については情報セキュリティに関するガイドラインを定め、個人情報保護に関する基本方針を定　めて対応しております。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
　当社は、コンプライアンス、事業等のリスク(工期の遅延、適切な組織対応、代金回収等)および情報セキュリティに係るリスクについては、全社的に規則、ガイドラインの制定、教育・訓練の実施を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は、総務部が行うものとしております。また、新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めて対応しております。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月１回以上開催し、必要に応じて臨時に開催しております。また、取締役会の決定事項に当たっては、役員が役割分担を行い効率的な業務執行を行うものとしております。

(5)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
　現在当社には、監査役の職務を補助する使用人は置いていませんが、監査役から要望があった場合には、内部監査規程に基づき人員を配置することとしております。また、その職務の内容は次のとおりであります。
　ア)監査役会議事録作成
　イ)資料の提供および調査
　ウ)その他事務連絡

(6)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
　監査役の職務を補助すべき使用人の指揮命令については、監査役が直接行います。また、補助すべき使用人の人事考課および異動等については。監査役会の同意をもって決定することとしております。

(7)取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制並びにその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
　重要事項については、監査役が出席する取締役会、営業会議、利益検討会議にて報告しております。また、その他の主要な会議においても適宜報告しております。さらに、監査役への報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を取締役および使用人に周知徹底しております。

(8)監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
　監査役がその職務の執行について当社に対して前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとしております。

(9)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　監査役3名は、常勤監査役1名および社外監査役2名で構成され、取締役会ほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行に対して厳正な監査を行い、社内の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役にその説明を求めることとしております。また、適宜意見交換の場を持ちそれらを当社の経営に反映できる体制を整備しております。さらに、監査役会は、当社の会計監査人から監査の方法・結果等について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

※反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

〇反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
　当社では、反社会的勢力による被害を防止するための基本方針として
　1.組織として対応
　2.外部専門機関との連携
　3.取引を含めた一切の関係遮断
　4.有事における民事と刑事の法的対応
　5.裏取引や資金提供の禁止
の5原則を掲げて全社を挙げて守ります。

〇反社会的勢力排除に向けた整備状況
　滋賀県企業防衛対策協議会(本会は、会員企業と(財)滋賀県暴力団追放推進センター及び警察との相互理解と協力により、企業に対する反社会的勢力からのあらゆる暴力を予防し、かつ排除することを目的にしています。)に入会し、情報交換・研修会等に参加し連携を図っております。また役員及び社員行動規範の中でも規程しており全社員一団となって日々遵守して行動しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

（1）会社情報の適時開示に係る基本姿勢

当社の会社情報の適時開示に係る基本姿勢は、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行うことであります。

（2）会社情報の適時開示に係る社内体制

当社の情報は、管理本部担当役員が一元的に把握・管理しております。開示の意思決定は、毎月行われる取締役会や毎週行われる取締役ミーティングで行われております。必要に応じ、公認会計士、弁護士等の助言を得ています。会社情報の開示にあたっては、管理本部担当役員から開示担当部署の総務部に対して指示をし、その指示に基づいて情報開示を実施しております。

株式会社三東工業社　コーポレート・ガバナンス体制表

